宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの

二　旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業）	（法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業）
第五条　法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの 二　旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業	**第五条**　法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの 二　旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業

附　則

この省令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

○国土交通省令第四十八号

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第六条の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項第一号及び第二号、第三項並びに第六項並びに第五条第三項並びに同法第七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　この省令は、平成三十五年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日（その日に雇用奨励金の支給を受けている者については、その支給が終了する日）までの間は、なおその効力を有する。 3　（略）	**附　則** 1　（略） 2　この省令は、平成三十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日（その日に雇用奨励金の支給を受けている者については、その支給が終了する日）までの間は、なおその効力を有する。 3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。